相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

32

税務調査で注力される「不表現資産」の把握と解明

課税割合は4.2%
平成22年分の相続税の申告

今年4月に発表された「平成22年分の相続税の申告状況について」を見てみると、平成22年中（平成22年1月1日～平成22年12月31日）の被相続人数は約120万人であり、そのうち相続税の課税対象になったのは約5万人。課税割合は4・2%となっています。亡くなった方100人に対して4人が相続税の対象となるということになります。

課税価額は10兆4470億円で、被相続人1人あたりで2億1006万円です。税額は1兆1754億円、被相続人1人あたりでは、2363万円となります。

また、平成23年11月に発表された「平成22年事務年度（平成22年7月から平成23年6月までの間）における相続税の実地調査状況を見てみると、調査件数は1万3668件で、このうち申告漏れ等の非違があった件数は1万1276件で、非違割合は82・5%と高い割合となっています。

どんなところに調査に行くのかというと、国税局および税務署で収集した資料情報を基に申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるにも関わらず無申告となっていることが想定されるものなどに対して実施されています。

税務調査で注力されるのは、「不表現資産」の把握と解明です。土地・土地等の上に存在する権利や家屋・構築物等は表（登記簿謄本等）に現れていることから「表現資産」といわれます。

現金・預貯金、有価証券、生命保険等が「不表現資産」といわれます。

申告漏れ財産の内訳で一番多いのは現金・預金等で1332億円となっています。

このことからも「不表現資産」の把握に注力されていることがわかります。この中には、贈与して家族名義になっていたが、贈与の事実が認定されなかった名義預金も多く含まれていると想定され、「不表現資産」の解明に注力されていることもわかります。

最近の税務調査でも、相続人が把握していなかった相続人名義の預貯金を税務署が把握し、申告漏れを指摘されたケースがありました。相続税の税務調査にあたり、担当の調査官は事前に各金融機関等に各種の照会を行い、回答文書を持って問題点を抽出し税務調査に臨み、口頭で相続人に説明を求めて、文書証拠と異なる回答をすると回答文書の資料を持って説明を求められます。こうなると言い逃れができないのです。

現金・預金等の申告漏れ指摘が多い

贈与したつもりが、名義預金とされたものも…

申告情報を調査に
家族名義の預金や保険に注意

KSK(国税総合管理)システムをご存じですか?

これは、全国の国税局(所)および税務署をネットワークで結び、納税者の申告データおよび申告状況に関する情報を一元的に管理するシステムのことです。この一元的に管理された各種税務データの分析を行い、税務調査に活用されているようです。

相続税の税務調査では、個人が行っていた確定申告の内容や法人の取引状況など様々な情報が一元管理されて確認できることから、今後はますます緻密な税務調査が行われる傾向が強まると想定されます。

相続税の税務調査で問題になるのが、家族名義の預貯金や家族名義の契約者となっている生命保険契約です。相続税法には贈与の定義が規定されていません。そのため、民法で規定されている贈与の規定(民法549条)「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受託することによって、その契約を生ずる」が適用されています。これを「借用概念」といいます(民法の贈与の概念を借用しているため)。

民法の贈与の定義は、「無償であげますよ」に対し「もらいます」という贈与者と受贈者のお互いの意思の合致ですので、親が子供の名義で預貯金を預けていたり、子供名義で保険契約をしていたりしても、贈与者による一方的な意思表示では民法上の贈与は成立しません。税務調査では、双方が合意したという証拠を求められます。口頭で贈与が成立したと説明しても、証拠の確認はできないので書面をもって証明しなければなりません(書面証拠主義)。

保険契約も名義預金扱いとされないように、贈与契約書・通帳間での送金とその通帳の保管・保険料の口座振替などの書面証拠と、保険証券や贈与を受けた預貯金の口座を受贈者が管理していた心証が与えられるように配慮すること(例えば、実家から離れた所に居住しているに関わらず、実家の近所の金融機関の口座を贈与に活用していると、本当は贈与者が口座を管理していて、受贈者は管理していなかったのではないかと指摘を受けることがあります。そのため受贈者の居住地の近隣の金融機関の口座を活用するなど、誰が管理しているのかを明確にする配慮が重要です)。

基礎控除の110万円以下で、贈与を行う場合などは贈与契約書を作成し「確定日付」の取得も併せて行っておくと、「書面証拠」として贈与の心証を与えるには、効果が大きいと想定されますので、実務ではよく用いられます。

今後、予定されているような相続税の改正が行われるとするならば、被相続人100人に6人程度は、相続税の課税対象となることが推定されます。これまで、税務調査の対象とならなかった相続人の方にも税務調査が実施される可能性が高くなります。

贈与は双方の合意で成立
書面証拠により贈与の心証を

このような相続人の方は税務調査の厳しさに対する危機感は持ち合わせていないと思われますので、正しい知識を持って相続対策として生前贈与を行えていない方も多いと推定されます。

保険営業に携わるみなさんからも、客観的なデータを活用して名義預金の問題などについて、もっと意識をもっていただくことが重要であることをお伝えいただきたいと思います。相続開始前3年以内の贈与についてもご存じないお客さまも多くいらっしゃいますので併せてお伝えいただければと思います。お客さまにはとても喜んでいただける情報ですので、みなさんのビジネスチャンスにもつながると思います。

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。

平成22年分の相続税の申告の状況について　国税庁発表

項目		平成21年分	平成22年分	対前年比
①	被相続人数(死亡者数)	1,141,865人	1,197,012人	104.8%
②	相続税の申告書(相続税額があるもの)の提出に係る被相続人数	46,438人	49,733人	107.1%
③	課税割合 (②/①)	4.1%	4.2%	0.1ポイント
④	相続税の納税者である相続人数	115,613人	122,740人	106.2%
⑤	課税価格	101,072億円	104,470億円	103.4%
⑥	税額	11,618億円	11,754億円	101.2%
⑦	被相続人1人当たり 課税価格(⑤/②)	21,765万円	21,006万円	96.5%
⑧	被相続人1人当たり 税額 (⑥/②)	2,50万円	2,363万円	94.5%

平成23事務年度における相続税の調査の状況について

項目			平成21事務年度	平成22事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		13,863件	13,668件	98.6%
②	申告漏れ等の非違件数		11,748件	11,276件	96.0%
③	非違割合 (②/①)		84.7%	82.5%	▲2.2ポイント
④	重加算税賦課件数		1,970件	1,897件	96.3%
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)		16.8%	16.8%	0.1ポイント
⑥	申告漏れ課税価格		3,995億円	3,994億円	100.0%
⑦	⑥のうち重加算税賦課対象		698億円	609億円	87.2%
⑧	追徴税額	本税	732億円	685億円	93.6%
⑨	追徴税額	加算税	124億円	112億円	90.3%
⑩	追徴税額	合計	856億円	797億円	93.1%
⑪	実地調査1件当たり	申告漏れ課税価格 (⑥/①)	2,882万円	2,922万円	101.4%
⑫	実地調査1件当たり	追徴税額 (⑩/①)	618万円	583万円	94.4%